

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会(第8回)
議事録

1 日 時：平成23年12月13日(火) 10時～12時

2 場 所：総務省第1特別会議室

3 出席者：

(1)委員

山内主査、酒井主査代理、清原委員、関口委員、吉川委員

(2)総務省

原口電気通信事業部長、安藤総務課長、古市事業政策課長、二宮料金サービス課長、木村事業政策課調査官、富岡事業政策課課長補佐、大内事業政策課課長補佐、安東料金サービス課課長補佐、中村料金サービス課課長補佐

4 模 様：

山内主査) おはようございます。本日は、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。定刻でございますので、情報通信審議会 電気通信事業政策部会ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会の第8回会合を開催いたします。

前回会合で取りまとめました報告書は、去る11月1日に開催されました電気通信事業政策部会において電話網移行円滑化委員会報告書とあわせて答申(案)として取りまとめられました。その後、約1カ月の意見募集が行われました。本日は、その意見募集で提出された意見に対する考え方を中心に答申(案)について御議論いただきたいと思います。本日も活発な意見交換をお願いしたいと思います。

それでは、早速でございますけれども、事務局から、意見募集で提出された意見に対する考え方及び答申(案)について御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

<事務局より資料8-1、資料8-2について説明>

山内主査) どうもありがとうございました。

それでは、今、御説明をいただきましたパブリックコメント、この内容及びその対応について御意見があれば、御発言を願いたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。どうぞ。

清原委員) まず、多くの関係者の皆さんから審議会で今後の総務省の対応をしっかりと見てほしいということだったと思います。その点について、129 ページにも書いていらっしゃるんですが、公正競争の検証の在り方についてのスキームというのもしっかりと考えているので、これでいいと思っています。

もう一つは、先月、韓国の研究者との議論で、日本と韓国のMVNOの状況を比較する機会がありまして、それに関連して 78 ページ、79 ページについて少し考えていることがあります。日本に比べると韓国ではMVNOがまだ始まったばかりで、本当にニッチのサービスをさせているだけということなのですが、それを考えると日本はモバイル市場の活性化の観点から見ても、MVNOの参入促進措置というのがとても整備されていると思いました。その点は非常に評価できると思うのですが、今後の市場の環境の変化を考えまして、パブコメの意見にもありましたが、卸電気通信役務と接続のどちらかなのか、あるいは両方なのかという議論と、接続拒否事由の明確化という問題は今後また重要になってくると思いますので、注意深く見守っていききたいし、見守っていただきたいと思っています。

山内主査) ありがとうございます。特に修正ということではなくて。

清原委員) はい。そういうことではないです。

山内主査) 御意見ということで、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

酒井主査代理) よろしいでしょうか。

山内主査) どうぞ。

酒井主査代理) 最初に細かいことなのですが、意見の中のどこかでFAXの話が出ましたね。

富岡事業政策課課長補佐) 40 ページの意見3-36 です。

酒井主査代理) これですね。確かFAXは、例えばOABJにつきましては、みなし音声全部通るようにする、それ以外の 050 については別に構わないという形にする、

というような形で決まっていた気がいたします。それを、その後変更したという話なら別ですけれども、おそらくNGNになっても、番号がOABJ、普通の番号のFAXについては、みなし音声のFAX通信ができるというルールになっているのではないかと思いますので、少し御確認いただきたいと思います。

それから、ソフトバンクの意見で、ダムパイプ化はトラフィックの問題としてとらえることが適当であるという文章があり、その意味が私はよくわからなかったのですが、ただ、全般として今回の問題、電話と比べて複雑にしているのがトラフィックの問題だということです。電話でしたら接続で何回線といったら、そこから来る量は大体知れているのですけれども、今回の場合、例えばMVNOが入っている場合でも、MVNOのトラフィックがどうなるか。それに対して普通のMNO自身の電話の場合でも当然、公平性の制御であるとか、優先制御であるとかいろいろかけておりますので、MVNOにもそのような制御をかけなければいけないのかもしれないし、そのときになるべく対等にやらなければいけないし、このあたりどうするか。お互いその方法の調整までしなければいけないと思いますので、このことが全体の問題を複雑にしているかとも思いました。

8分岐のQoS制御もそうなのですが、あれがなかなか難しいところは、やはりNTTがやろうとしているトラフィック制御の問題と方法で、これは既存のものでできるのではないか、その既存のものについてのトラフィック制御の方法は同じか違うか検証しなければいけないのでそう簡単にはいかない。しかも、その辺の技術は結構進歩していますので、あまり既存のものだけというわけにはいかないかもしれない。このような問題です。全般に電話と違うところはやはりトラフィック制御の問題で、今後、スマートフォンの問題もありトラフィックが非常に増えてくる可能性があります。かといって携帯、モバイルの方は帯域という形で限度がある、つまりこの帯域を割り当てられたら、最大このくらいしか流せないというのは情報理論の最初から決まっている話で、限度がありますので、今後、有限の資源をどのようにうまく使っていくのかというところで競争とこの安定したネットワークとの関係を、確保していかないと難しいなという印象を持ちました。以上です。

山内主査) ありがとうございます。これについて、最初の話は後で御確認ということでしょうか。

安東料金サービス課課長補佐) かしこまりました。詳細はテレコムサービス協会へ確

認をとりたいと思いますが、御意見3-36の本文を御覧いただきますと、NGNにおいてもPSTNにおけるFAXを「みなし音声」という形で実装することができるが、その音声の品質がどの程度保証されるかといった詳細なスペックについて不明確な点が幾つかあるのではないかとこのことを御主張されております。その一環として、もともとPSTNの音声通信で実装してきたFAXについて、NGNにおいてもゲートウェイ機能を宅内に置いて特別な扱いにするなど、なるべくFAXの位置づけを明確化すべきではないかという御主張であると文面上は理解させていただきますが、内容をもう少し確認したいと思います。

酒井主査代理) そうですね。もちろん、きちんと技術的に確認するのが大事だと思いますけれども、基本的なルールは、PSTNの電話と同じ程度という話で、IP電話の場合でもPSTNと同じ程度の品質が確保できることということで、それ以上の確認はしていなかったかもしれませんので、その範囲だと思いますが、一応、御確認いただければと思います。

山内主査) よろしゅうございますか。ありがとうございます。そのほかにもございますか。どうぞ、吉川委員。

吉川委員) パブコメの集約の73ページの考え方の3-80です。禁止行為規制について記載されていますけれども、本来的に、なるべく禁止行為を緩和していこうという方向であれば、いわゆる最初のスタートはポジティブリストで最後はネガティブリストという順にしていく、最初はこれをやっていって、最後はこれはやってはいけないというふうにしていくのがいいと思います。禁止行為についての考え方は、そうは言ってもケース・バイ・ケースで判断しないといけない、実際のところ、確かにどういふスキームが出てくるかわからない、ということで今回の資料のような書き方になっていると思うものの、ガイドラインと言うからにはなるべく恣意性を排した、原理原則というのをつくっていく必要があると思っています。今のこの考え方の表現を変える必要はないと思うのですが、行政の努力として、やはりガイドラインは、なるべく原理原則をつくっていくという方向にしていくのが重要かと思っています。それがまず1点目です。

それから、全般的に今後の参考にしたいという表現が多いのですが、実は、前も私が申し上げたように、議論の受け皿が何になるのかというのがよくわからなくて、読んだ人にそのような誤解を与えるのではないかなと思っています。1つは

今後も継続的にこの競争のレビューを行っていくということなのですが、接続委員会で検討すべき部分もありますし、それから、禁止行為規制や二種規制については、ガイドラインなどで議論しないといけない部分もあり、今回の報告書に盛り込む必要性までは感じていないものの、総務省の中で受け皿となる研究会や審議会などの体制がはっきりした段階で、なるべくそれを明示的に示しておくということが重要だと思います。事業者の方からの意見を見てみると、年間を通じた実施計画を明確にしてくださいということが書いてあるのはおそらくそういうことだと思います。ですから、その受け皿となる審議体制とか、検討体制というのを明らかにしていくといいのではないか。このように考えております。

山内主査) ありがとうございます。2点目のところは、そういうことが書いてある部分もあることはあるのですが、これからなるべく明確にするというような御意見として承るということにしたいと思います。ありがとうございます。どうぞ、関口委員。

関口委員) 今回は、固定、携帯、両方という形でかなり幅広い論点が多かったわけですが、固定については、ここで何回も出てくる接続委員会に私も属しております、行き先が指定されている未解決のところというのは受け皿としてお受けせざるを得ないという状況にありまして、まだ継続審議が続くということになりますが、モバイルの方は大体ある程度のところは見えてきて、おおむね私は現状の規制体系の中では、適切だろうと考えております。

ただ、モバイル、固定の垣根をなくした規制の考え方のようなことについての御意見が何か所かあって、現状の規制においてはこのような考え方がとり得ない現状ではあるのですが、ただ、モバイルの進展が進む中で、この力をレバレッジにして固定におろすようなことというのは、今後、起きないではないなと思っています。そもそも固定と携帯は違う考え方で規制をしてきたので、なかなかジョイントドミナンスのような考え方を導入するというのは、契機としては難しいところがありますが、ただ、そのような御意見を賜っているということは頭に置いておかなければいけないと思っています。これは感想です。以上です。

山内主査) ありがとうございます。

そのほかに御発言ありますでしょうか。特によろしゅうございますか。それでは、委員の皆様から特段の修正という御意見はなかったようですので、ただいまの御議論を踏まえまして、本考え方及び答申(案)を当委員会の検討結果といたしまして、12

月 20 日に開催予定の電気通信事業政策部会に報告することとしたいと思いますが、よろしゅうございますか。ありがとうございます。よろしいようでしたら、そのように取り運ぶことにさせていただきます。

それでは、事務局から次回の日程について御説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

富岡事業政策課課長補佐) 次回以降の競争政策委員会の日程につきましては、現在のところ未定でございます。少なくとも来月の開催ということはない予定ではございますが、今後この委員会をどのように進めていくかということも含めてまた山内主査と御相談させていただきながら、来年以降の計画について検討してまいりたいと思います。開催の予定が立ち次第、事務局から各委員の皆様に御案内させていただきますので、よろしく願いします。

山内主査) ありがとうございます。それでは、以上をもちまして第8回会合を終了とさせていただきます。皆様にはお忙しい中を御出席賜りましてどうもありがとうございました。

以上